

令和3年度地下水質調査結果について

1 概況調査

(1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151メッシュ(群馬県99、前橋市14、高崎市17、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水質の調査をしました。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数	調査項目	調査実施時期
群馬県	97	A項目(注1)	11月
	47	B項目(注1)	
	24	C項目(注1)	
	19	D項目(注1)	
	9	E項目(注1)	
	2	鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(定点方式)	
前橋市	14	28項目(注2)	
高崎市	17		
伊勢崎市	9		
太田市	12		

(注1)県が実施する97井戸(定点方式除く)では、過去の結果等を勘案し、対象物質を5段階に区分して調査しています。

一つの井戸で複数の項目を調査することもあります。5段階の区分は次のとおり。

【A項目】硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、六価クロム、鉛、砒素

【B項目】カドミウム、ほう素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)

【C項目】四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、クロロエチレン、ベンゼン

【D項目】セレン、1,4-ジオキサン、全シアン、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)

【E項目】PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

(注2)28項目とは、A～E項目の物質のすべて。

(3) 調査結果

調査を実施した151本の井戸のうち、11本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1本の井戸で鉛が、1本の井戸で砒素が環境基準を超過しました。その他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

・令和3年度地下水質概況調査環境基準超過一覧(単位:mg/L)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

通番	井戸番号	所在地	調査結果	通番	井戸番号	所在地	調査結果
1	33-33	みどり市笠懸町西鹿田	11	7	121-1	川場村立岩	13
2	38-33	伊勢崎市国定町二丁目	15	8	130-33	邑楽町中野	11
3	47-33	太田市大原町	24	9	131-33	邑楽町中野	13
4	48-33	太田市大原町	19	10	134-3	板倉町除川	11
5	51-33	太田市新田町	13	11	139-11	板倉町靱谷	21
6	117-13	沼田市利根町追貝	12				

鉛

通番	井戸番号	所在地	調査結果
1	26-9	高崎市寺尾町	0.011

砒素

通番	井戸番号	所在地	調査結果
1	25-33	高崎市貝沢町	0.028

※井戸番号の「-」の前の数字が、メッシュ番号を表します。

(参考) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過状況

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
調査実施数	151	151	151	151	105	88	88	151	151	151	151
基準超過数	45	39	42	36	29	12	17	29	27	23	33
超過率(%)	29.8	25.8	27.8	23.8	27.6	13.6	19.3	19.2	17.9	15.2	21.9

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
調査実施数	151	151	150	151	151	151	150	151	151	151	151
基準超過数	30	16	14	17	27	24	22	20	21	24	11
超過率(%)	19.9	10.6	9.3	11.3	17.9	15.9	14.7	13.2	13.9	15.9	7.3

2 継続監視調査

(1) 調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	汚染地区			計	調査時期
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物等	重金属等		
群馬県	16	11	2	29	9月
前橋市	5	6	—	11	8月、2月
高崎市	2	4	—	6	10月
伊勢崎市	3	3	3	9	8月、11月 2月
太田市	1	—	—	1	1月
計	27	24	5	56	

(3) 調査結果

汚染物質の検出濃度は概ね前年度並みでした。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、随時、調査を終了します。

3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場に対する有害物質の適正な取扱い及び地下浸透防止の指導を実施しています。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した汚水処理施設の整備を進めています。